

鹿児島地方・家庭裁判所委員会議事概要

(地裁第31回／家裁第32回)

1 開催日時

令和元年5月23日(木) 午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

鹿児島地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

(地裁委員) 松井英隆(委員長), 大脇通孝, 河野総史, 實吉国盛, 野々垣隆樹,
畠中広次, 増山久仁子, 宮之原里佳

(家裁委員) 松井英隆(委員長), 阿部純一, 池田由實, 今村仁, 内田大介, 種村
博之, 村山小百合, 毛利友哉

(五十音順)

4 議事

(1) 委員紹介

(2) テーマ

地裁委員会「民事調停手続の利用促進のための取組について」

家裁委員会「面会交流の円滑な実施に向けた取組について」

(3) 議事

別紙のとおり

(別紙)

1 委員長代理の指名の報告

地方裁判所委員会委員長代理の指名

地方裁判所委員会規則第6条3項に基づき野々垣隆樹委員を委員長代理に指名した。

2 地裁委員会テーマ「民事調停手続の利用促進のための取組について」についての説明・質疑

(1) 「民事調停手続の利用促進のための取組について」

ア 民事調停制度について（説明）

伊集院簡易裁判所 簡易裁判所判事 山本 美奈代

イ 民事調停手続の利用促進について（説明）

鹿児島簡易裁判所 庶務課長 田中 正文

(2) 質疑（□：委員長，○：学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所）

□ 裁判所における民事調停制度及び民事調停手続の利用促進のための取組について説明させていただいた。ここで、委員の方々から御質問や御意見，御感想を聞かせていただきたい。

○ 長期的な話になってしまうが，若年層の利用を増やしたいということであれば，学校関係に告知をするというのはどうか。

□ 鹿児島県内の簡易裁判所では，裁判所見学において近くの小学校高学年を対象に模擬裁判を実施したりしている例もある。調停制度とは直接関係はないが，まず裁判所に親しみを持ってもらおうということの意味は大きいと考えている。

○ 調停という文字の意味を考えると，「調」は調整するという意味だと思うが，「停」はどういった意味があるのか。

一般人からすれば，民事と刑事の違いも分からないくらいなので，意味あいの分かりやすさからアピールしてみたいはかがか。

◇ 「調」は整える，「停」は停留所，立ち止まって考えるという意味も考えられる。

- 申立人と相手方が親しい間柄の場合、一方が申し立てて一方が申し立てられるという構図では、調停後の人間関係が複雑になるのではないか。
- ◇ 民事調停は裁判と違って双方の話を聞いて、その背景、当事者間の関わりあい等を全部含めて話し合いができるという柔軟な手続になっている。
 - 私共のところでも相談を受けるが、問題をどうやって解決すればいいか分からずにとにかく話を聞いてほしくてやってくる方が多く、法的に問題を解決するという事に思いが至ってない人がほとんどである。裁判所の窓口来庁者で裁判所のチラシを見てきた人は少なく、チラシの効果はあまり出ていないということであるが、市役所等相談機関に配布してあることで、相談を受ける側が他機関紹介として裁判所の調停手続を案内することができるので、チラシの効果はあると思う。
- 裁判所がいろいろな形で調停制度をPRされているので、社の話題で取り上げてテレビとして出来ることがないか検討してみたいと思う。参考に昨年申立てのあった一般調停事件はどういう内容のものが多いか教えてほしい。
- ◇ 手元に統計資料がないので感覚的なものになるが、貸金、建築の請負代金、敷金返還、慰謝料、労働賃金等である。
- ◇ 自分が抱えている悩み事をどこで解決できるのかと考えた時に、民事調停で何ができるのかをアピールしないと使ってもらえないし、現状では使いにくい印象である。「貸金」は「友達に貸したお金が返ってこない」等、裁判所作成のチラシにあるような分かりやすい言葉でPRすることが必要であると感じる。
- ◎ 弁護士の場合、依頼があると調停より裁判を選択することが多い。裁判であれば裁判官が間に立って証拠等を検討された上で和解案を提案されるので、当事者もそれに従う可能性が高いことから調停より裁判を選択することが多いと思われる。因みに調停事件に弁護士がつく割合はどのくらいか。
- ◇ 全国平均で民事調停事件に弁護士がつく割合は申立人34%、相手方22%である。鹿児島では申立人・相手方の区別はできないが、約25%の民事調停事件に弁護士がついている。

◎ 弁護士が増えたこともあり、法テラスを通じて弁護士をつけて裁判をする人が増えている。

私も市民法律相談では民事調停のことを案内しており、裁判所の窓口に行けばいろいろ教えてもらえること、申立書は自分で書けることを説明している。

□ 人間関係の壊れにくさという点では調停の方がメリットがあると思う。

○ 市役所の相談では、自分が矢面に立ちたくない、紛争相手の説得を市役所の人からして欲しいという人が多い。民事調停手続においては調停委員が間に立ち交互に事情を聴取するということなので、相手と直接話さなくてもいいとか、心の荷を解く部分をPRする方法もあるのではないかと思う。

3 家裁委員会テーマ「面会交流の円滑な実施に向けた取組について」についての説明・質疑

(1) 「面会交流の円滑な実施に向けた取組について」

概要の説明

鹿児島家庭裁判所 裁判官 中 井 太 朗

鹿児島家庭裁判所 主任家裁調査官 梨 田 春 樹

(2) 質疑（□：委員長，○：学識経験者委員，◎法曹委員，◇裁判所）

□ 裁判所における面会交流の円滑な実施に向けた取組について説明させていただいた。ここで、委員の方々から御質問や御意見、御感想を聞かせていただきたい。

○ 2017年5月から「親の役割と子どもの気持ちを考えるガイドンス」を始め、面会交流の実績及びガイドンスへの参加率が上がってきているということであるが、対象者は夫婦関係調整調停の当事者のみなのか。

◇ 夫婦関係調整調停で離婚を求める調停の当事者のみを対象としており、円満調整調停の当事者や面会交流調停のみを申し立てている当事者は対象外としている。面会交流事件については、相対的に紛争性が高く、ガイドンスの内容を誤解して受け止められたり、その是非をめぐって新たな紛争が生じたりすることが考えられるか

らである。

○ 面会交流は学校現場でも切実な問題であり、実際に、学校で夫婦間の子どもの奪い合いが起こったり、子どもに合わせると学校に言ってくる親がいたりする。学校としても対応が非常に難しいところである。学校でどのように関わっていけるか参考にしたいので、資料の中のNPO法人「M-STEP」について教えてほしい。

◇ NPO法人「M-STEP」は関東に母体がある団体で、昨年度、鹿児島にも支部ができた。元々は子連れ再婚家庭（ステップファミリー）の支援がメインの活動であり、その延長線上で面会交流の支援を行っていると聞いている。

○ 夫婦間の不和により子どもと離れて暮らす場合、子どもが小さければ余り問題にならないかもしれないが、子どもが小学校高学年、中学生と大きくなるにつれ、子どもの考えも芽生えてくると思われる。子どもの意向・心情調査はどの程度なされ、調停の中に反映されるものなのか。また、面会交流を調停で取り決めたとして、その後、取り決めたとおりに面会交流を実施できているかどうかの確認はされているのか。

◇ 子どもの意向・心情調査については、家裁調査官が子どもに会って話を聞き、子どもの本心はどこにあるのかなど、子どもの意思を把握し、報告した上で、当事者双方にフィードバックするなどして、調停での解決に活かしているところである。

調停成立後の確認はしていないのが実情である。

□ 調停が成立すれば一旦裁判所の手を離れるが、事後の確認はしないまでも、履行勧告という別の手続を用意している。または、再度の調停申立て等、当事者からのアクションを媒介に、再び関与していくというのが現在の制度設計になっている。

◇ 昨年度は子どもの意向・心情調査を67件実施した。子どもの真意を見落とすまいとすることがないよう、紛争の状況、子どもの紛争に対する認識、元々の両親との関わり方、両親に対するイメージ、子どもの年齢・発達段階等を総合的に調査している。子どもの言っていることが正しいか間違っているかではなく、子どもが話してくれた言葉の意味は何なのか、子どもは何を望んでいるのかなどについて、子ど

もの未来を考え、調査し、報告させていただいている。

○ 平成30年6月に行ったガイダンスの案内方法の改善とはどのようなものか。

また、母親の参加率が向上している一方で、父親の参加率は相対的に低くなっている。父親が参加しやすくなるよう、何か工夫をされたかどうかうかがいたい。

◇ 主な改善点は、3か月（3回分）の開催日を通知し、当事者に選んでもらうようにしたことである。調停が始まる前にガイダンスに参加していただくという理念には沿わない面もあるが、当事者が都合を合わせやすくなるとともに、既に調停が始まっている場合は調停委員からも参加を促すことができるため、参加率が向上した。

父親は仕事を理由に参加できないと言う方が多い。土日に開催できればよいが、それはできないため、少しでも選択肢が増えるよう、これまで午後のみ開催していたものを午前中にも開催するようにした。

◎ 子どもの気持ちを考えるため、ガイダンスを実施することはよいことだと思う。

面会交流が大切だと頭では分かっているが、気持ちがついていかないということはあると思う。親自身が気持ちを見つめ直したり、心のケアを受けたりする場があれば、面会交流の円滑な実施につながるのではないかと思う。

◇ 面会交流事件では、理屈よりも感情の部分が重要となることも多く、1件1件進行に苦慮しているところである。本日いただいた御指摘、御意見等を踏まえながら、面会交流の実現に向けて努力していきたい。

4 次回の予定

(1) 日時

令和元年11月21日（木）午後1時30分から午後3時30分まで

(2) テーマ

地裁委員会「裁判員制度について」

家裁委員会「少年の再非行防止に向けた教育的な働きかけの取組について」